

**MileagePlus MUFGカードの年会費は、会員特約
第 7 条をご確認ください。**

2025 年 12 月 9 日改定

MileagePlus MUFGカード会員特約

第 1 条(本特約)

1. 本特約は、第 2 条第 1 項に定めるクレジットカード(以下「本カード」といいます。)の会員に対し、三菱UFJニコス株式会社(以下「三菱UFJニコス」といいます。)または三菱UFJニコスが指定するカード会社(以下、三菱UFJニコスおよび三菱UFJニコスが指定するカード会社のいずれかを称して「カード会社」といいます。)の定める「個人会員規約」(以下「会員規約」といいます。)の特約として定めるものであり、本特約と会員規約とが抵触する場合、本特約が優先し適用されるものとします。
2. 本特約で使用する用語の定義は、本特約で特に定義する場合を除き、会員規約の定義によるものとします。

第 2 条(本カードの名称と入会方法)

1. 本カードは、三菱UFJニコスとマイレージプラス・ホールディングス LLC(以下「MPH」といいます。)との提携にもとづき、カード会社が発行する次のクレジットカードをいいます。
●MileagePlus MUFGカード
2. 入会申込者は、本特約および会員規約を承認のうえ、カード会社およびMPH(以下「両者」といいます。)に入会を申込みものとします。
3. 両者が本カードの本人会員または家族会員として入会を承認した方を会員といい、会員は、カード会社の会員資格(以下「カード会社会員資格」といいます。)とMPHの会員資格(以下「マイレージプラス会員資格」といいます。)とを有するものとします。

第 3 条(カードの機能)

MileagePlus MUFGカードの機能は、カード会社が発行している「プレミアオ」の機能に準じるものとします。

第 4 条(会員資格取消等)

1. 会員がMPHの提供する特典・サービスを受けるにあたり不正な行為があった等マイレージプラス会員資格を有するに不相当であると認められた場合、MPHは、何らの通知、催告を要しないで当該会員のマイレージプラス会員資格を取消することができるものとします。
2. 会員がマイレージプラス会員資格を喪失した場合、カード会社は、当該会員のカード会社会員資格を取消することができるものとします。
3. 会員がカード会社会員資格を喪失した場合、カード会社の指示に従って、ただちに本カードをカード会社に返却し、または本カードに切り込みを入れて破棄するものとします。

第 5 条(特典およびサービスの利用)

- 1. 会員は、カード会社が提供する特典およびサービスを受ける場合、カード会社所定の方法でその提供を受けるものとします。
- 2. 会員は、MPHが提供する特典およびサービスを受ける場合、MPH 所定の方法でその提供を受けるものとします。

第 6 条(適用除外)

個人会員規約中の Visa ブランド以外の国際ブランドに関する規定は、適用されないものとします。

第 7 条(年会費)

- 1. 本カードの年会費は、以下の金額とします。

(税込)

本人会員	5,500 円
家族会員	1 名様につき 1,100 円*

* 家族会員の年会費は、本人会員の年会費請求月にあわせての請求となります。なお、家族会員の年会費は、家族会員として入会後から本人会員の年会費請求月までの間は生じないものとします。

- 2. 前項にかかわらず、本人会員が同一のカード会社が発行する本カードを本人会員として正当に 2 枚所持しており、かつ以下の各号のいずれにも該当しない場合、より遅く発行された方の本カードの本人会員の年会費は以下の金額とします。

①いずれかの本カードについて、その会員規約に定める会員資格の取消事由または期限の利益喪失事由が生じている場合

②いずれかの本カードについて、退会の申し出がなされている場合

(税込)

本人会員	2,200 円
------	---------

- 3. 第 1 項にかかわらず、本カードの他に、本人会員が三菱UFJニコスとMPHとの提携にもとづき本カードと同一のカード会社が発行する MileagePlus MUFGカード・ゴールドVisaまたは Mileage Plus MUFGカード・ゴールド・アメリカン・エクスプレス・カード(以下「対象カード」といいます。)を本人会員として正当に所持しており、かつ以下の各号のいずれにも該当しない場合、本カードの本人会員の年会費は以下の金額とします。ただし、本カードの本人会員が対象カードの本人会員となった日(三菱UFJニコスにおいて本人会員として登録された日をいいます。)が、本カードの年会費の支払月の前月の三菱UFJニコス所定の日以降である場合には、当該支払月に係る本カードの本人会員の年会費については第 1 項に定める金額とします。

①本カードまたは対象カードについて、それぞれの会員規約に定める会員資格の取消事由または期限の利益喪失事由が生じている場合

②本カードまたは対象カードについて、退会の申し出がなされている場合

(税込)

本人会員	2,200 円
------	---------

- 4. カード会社は、いつでも前 2 項に定める年会費の取扱い(以下「本取扱い」といいます。)を終了、中止または内容を変更することができ

るものとし、本人会員はあらかじめその旨を承認するものとし、
この場合、カード会社は終了、中止または変更する旨を、カード会社
のホームページ上にて告知するか、またはその旨を本人会員に通知
するものとし、本取扱いとは当該告知または通知にて指定する期日
をもって、終了、中止または変更されるものとし、

2025 年 12 月 9 日改定

MileagePlus MUFGカード 「個人情報の取扱いに関する特約」

第 1 条(本特約の適用)

本特約は、個人会員規約上の「個人情報の取扱いに関する同意条項」の特約として定めるものであり、本特約と「個人情報の取扱いに関する同意条項」が抵触する場合は、本特約が優先し、適用されるものとし、
なお、本特約で使用する用語の定義は、本特約またはMileagePlus MUFGカード会員特約で特に定義する場合を除き「個人情報の取扱いに関する同意条項」上の定義によるものとし、

第 2 条(個人情報の取得・保有・利用・提供)

本カードの本人会員入会申込者、本人会員、家族会員入会申込者および家族会員(以下「会員等」といいます。)は、三菱UFJニコス株式会社(以下「三菱UFJニコス」といいます。)または三菱UFJニコスが指定するカード会社(以下、三菱UFJニコスおよび三菱UFJニコスが指定するカード会社のいずれかを称して「カード会社」といいます。)が取得した以下各号の情報(以下「個人情報」といいます。)を保護措置を講じたうえで下記の提携先(以下「提携先」といいます。)に提供し、提携先が下記の目的のために利用することに同意するものとし、

- ①入会申込時や入会後に会員等が所定の申込書等に記載した、またはカード会社に提出した書面等に記載された、あるいは申告いただいた氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、勤務先、家族構成、住居状況等、運転免許証等の記号番号等、本人に関する情報(これらの情報に変更が生じた場合、変更後の情報を含みます。以下同じ。)
- ②入会申込日、契約日、振替口座、利用可能枠、与信判断結果(ただし、与信判断の理由は除きます。)等、本契約の内容に関する情報。
- ③本契約にもとづく支払開始後の利用残高、利用明細、月々の支払状況、お電話等でのお問合せ等によりカード会社が知り得た情報。

提携先名称:マイレージプラス・ホールディングスLLC

日本における連絡先:ユナイテッド航空

住 所:〒100-8698 日本郵便銀座郵便局 私書箱 2218 号

電 話 番 号:マイレージプラスデスク 03-6732-5022

利 用 目 的:①フリークエントフライヤープログラム運営事業における市場調査、商品開発。

②フリークエントフライヤープログラム運営事業における宣伝物・印刷物の送付等、営業案内。

③マイレージプラス・ホールディングスが提供するサービス・特典の提供。

第 3 条(利用中止の申出)

会員等が、前条の利用目的②に定める宣伝物・印刷物の送付等、営業案内について、カード会社または提携先に中止を申出た場合、カード会社および提携先は、利用中止の措置をとります。ただし、措置を講じるために合理的に相当な期間が必要となる場合があります。中止の申出については、カード会社もしくは提携先にご連絡ください。

第 4 条(個人情報の開示・訂正・削除)

1. 会員等は提携先に対し、個人情報の保護に関する法律に定めるところに従い、自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。提携先に開示を求める場合には、提携先にご連絡ください。
2. 万一、個人情報の内容が事実でないことが判明した場合には、提携先は、個人情報の保護に関する法律に定めるところに従い、すみやかに訂正または削除に応じます。